

Client Alert

28 February 2024

英国の新法「Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023」の成立

本アラートに関する
お問い合わせ先:



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

1. はじめに

2023年10月26日、英国で Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023¹（「経済犯罪および企業の透明性に関する法律」。以下「本法」）が英国王の裁可を得て成立した。

英国政府によれば、英国は世界でも有数の規模を誇る開放的な経済国であり、国際的なビジネスにとって魅力的な国であるが、このような開放性は、悪人が詐欺やマネーロンダリングなどで英国を利用するリスクにさらすこととなる。その結果、英国内での重大な組織犯罪の資金源となったり、海外の腐敗を助長したりしており、このような違法なファイナンスの脅威が、適法なビジネスを弱体化させ、日々の社会や全ての国民生活に影響を与えているとしている。英国政府は、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受け、ロシアの汚れた資金や英国の開放経済を悪用する外国人エリートを厳重に取り締まるため、Economic Crime (Transparency and Enforcement) 2022 Act（2022年英国経済犯罪法）を導入していたが、経済犯罪に取り組み、企業体の透明性を向上させるため、一連のより広範な改革を実現する本法を検討していた。

本法は、Company House（企業登記局）の改革、リミテッド・パートナーシップ（以下「LP」）の悪用を防止するための改革、犯罪が疑われる暗号資産を差し押さえ、回収するための法執行機関への追加権限の付与、マネーロンダリングやその他の経済犯罪に対処するために企業が情報共有することに対してより信頼性を与える改革など、非常に広範な内容を含んでいる。

英国に子会社や関連会社を有する、又はこれらを設立しようとする日本企業においては、本法を十分理解しておく必要があることから、本アラートで概要を紹介する。

2. 本法の概要


以下、本法の一部概要を説明する。

(1) Company House の改革

本法は、ビジネス環境を強化し、国の安全保障を支援し、経済犯罪と闘うために Company House の役割を改革し、英国企業やその他の法人の透明性を向上させる。具体的には以下の内容が含まれる。

- 新規および既に登録された企業の取締役、重要な支配権を持つ人物（People with Significant Control）、登記官への書類交付者に本人確認を導入する。これにより、Company House のデータの正確性が向上し、ビジネス上の意思決定や法執行の調査をサポートする。

¹ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/56/contents/enacted>

- 
- 登記官が会社設立に対してより積極的なゲートキーパーとなり、より信頼できるデータの管理者となることができるように、Company House の登記官の権限を拡大する。これには、会社登記に提出された、又は既に登録されている情報をチェックし、削除し、拒否する新たな権限が含まれる。
 - 登記簿の信頼性、完全性および正確性を高め、デジタル技術の最新の進歩を反映し、より良いビジネス上の意思決定を可能にすることができるように、登記簿上の財務情報を改善する。
 - より効果的な調査および執行権限を Company House に提供し、他の公的機関や民間機関との間でより良いデータの相互チェックを導入する。Company House が、異常な届出や疑わしい行動の証拠を保有する場合、法執行機関と積極的に情報を共有できるようにする。
 - 詐欺やその他の被害から個人を守るため、Company House に提供される個人情報保護を強化する。

(2) LP 改革

本法は LP の悪用に取り組むと同時に、LP を管理する法律を近代化する。

- LP は、マネーロンダリング防止を目的とした監督を受け、その一環として顧客のデューデリジェンスチェックを行うことが義務付けられる Authorised Corporate Service Provider (ACSP) を任命、使用して、特定の申請や届出を行わなければならないなど、登録要件を厳格化する。
- 各 LP は英国に登録事務所を保有して Companies House に届け出る必要があるなど、LP に対し英国とのつながりを維持することを義務付ける。
- LP のパートナーに関する詳細な情報の提出を求めるなど、透明性要件を強化する。
- 解散又は事業を行わなくなった場合や裁判所が公益のために命じた場合、登記官が LP の登録を抹消できるようにする。


(3) 暗号資産

本法は、犯罪収益や、マネーロンダリング、詐欺、ランサムウェア攻撃などの違法行為に関連する暗号資産を、より迅速かつ容易に差し押さえ、回収できるよう法執行機関に追加的な権限を提供し、執行機関が暗号資産の犯罪利用により効果的に取り組めるようにする。

(4) マネーロンダリング防止権限の強化

本法は、マネーロンダリング防止権限を強化し、疑いのあるマネーロンダリング、詐欺、その他の経済犯罪に関する情報をより良く共有することを可能にする。

- 経済犯罪に対抗するために情報を共有する企業の守秘義務違反に対する民事責任を問わないことにより、特定の状況において、企業が経済犯罪の防止、調査、検出の目的でより容易に情報を共有できるようにする。
- 法執行機関による積極的な情報収集を可能にし、Information Order を行う前に既に Suspicious Activity Report (SAR) が提出されていなければならないという要件を撤廃することで、国家犯罪対策庁の Financial Intelligence Unit (FIU) がマネーロンダリングやテロ資金供与に関連する企業から情報を得る能力を強化する。
- 企業の報告の負担を軽減し、企業が最初に Defence Against Money Laundering SAR を提出することなく顧客の財産を扱うことができるケー



スの種類を拡大することにより、法執行機関のリソースの更なる優先順位付けを可能とし、民間企業と法執行機関のリソースを価値の高い活動に集中させる。

3. その他の変更点

上記に加えて、本法は以下の措置を導入している。

(1) Failure to Prevent Fraud Offence

組織が従業員による詐欺行為によって利益を得た場合にその責任を問うために、Failure to Prevent Fraud Offence（詐欺防止不履行罪）を新設する。英国政府は、組織やその従業員に対して詐欺行為で罰金を課したり起訴する権限は現在もあるが、新たな犯罪はこれを強化し、これまで組織が起訴を免れてきた抜け穴を塞ぐものであるとする。

新たな犯罪の下では、従業員又は代理人が組織の利益のために特定の詐欺犯罪を犯し、組織が合理的な詐欺防止手続きを取っていなかった場合、組織は責任を負うことになる。有罪判決を受けた場合、組織は無制限の罰金を科される可能性がある。

この犯罪は、すべての大規模な法人、子会社、パートナーシップに適用され、企業だけでなく、慈善団体などの大規模な非営利組織や、法人化された公的機関も対象となる。すべてのセクターに適用されるが、負担を適切なものとするため、大規模な組織のみが対象となり、従業員 250 人、売上高 3,600 万ポンド、総資産 1,800 万ポンドの 3 つの基準のうち 2 つの基準を超えた組織が対象となる。

(2) Identification Doctrine

英国政府は、経済犯罪に関する企業の刑事責任に関する法を改正し、経済犯罪について企業自身に責任を負わせるようにする。


Identification Doctrine は、自然人の行為や意思が法人のものとなされるかどうかを判断するための法的テストであり、現行のコモンローでは、法人に犯罪を帰属させるためには、法人の「指示する心と意思」（directing mind and will）によって犯罪が行われる必要がある。つまり、法人の「指示する心と意思」として特定された人物がその資格のもとで犯罪を犯した場合、犯罪を犯すという有罪の意味も含め、その犯罪は法人のものとなされる。

一般的に、法人の「指示する心と意思」は最高経営責任者などの取締役会メンバーを意味すると解されてきたが、法人のガバナンスやマネジメントは複雑化しており、企業が拡大するにつれて、誰が企業のビジネス機能全体を指揮しているのかを判断することは困難となっている。そこで、当該法改正により、Identification Doctrine を法律上の基盤に置き、Senior Manager も、企業に責任を帰属させる範囲に入ることを確実にし、Senior Manager が当該企業活動の全体又は相当部分の意思決定に重要な役割を果たす場合には、企業に責任を負わせることとする。

(3) Strategic Lawsuits Against Public Participation (SLAPPs)

本法は、経済犯罪に関連する Strategic Lawsuits Against Public Participation（以下「SLAPPs」）に直面した被告により大きな保護を提供する。

SLAPPs とは、一般的に企業や個人によって提起される訴訟であり、法制度の不適切な利用によって、相手を嫌がらせ、脅迫し、経済的・心理的に疲弊させることを意図するものをいう。典型的には、経済的に裕福な者や企業によって、公益目的の監視を逃れるために提起される名誉毀損事案として構成



され、調査報道を行うジャーナリストや作家、出版社に対して、批判を封じ込めることを目的としてなされる。

本法は SLAPPs を初めて法律で定義するだけでなく、早期却下の仕組みや、被告のための新たな費用保護制度を含んでいる。

4. 終わりに

本法による改革は多岐にわたっており、本法によって導入される措置の多くは、二次的な法律や、ガイダンス、また変更を実施するためのシステム開発を必要とするため、導入されるまでに少なくとも1年以上を要することが見込まれているが、Senior Manager の行為についての法人への責任帰属に関しては2023年12月26日に導入されており、また、Eメールアドレスの登録、私書箱が登録住所として認められなくなること、登記官の情報照会権限などは、2024年3月4日以降に実施されることが予定されている。

本法の影響を受ける日本企業は、情報を適宜アップデートし、適切な対応をとることが求められる。